

介護人材資質向上事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく介護人材資質向上事業について、必要な事項を定める。

2 事業の目的

介護を必要とする高齢者が増加する中、多様化する介護ニーズに対応し、質の高い介護サービスを提供するため、介護従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

3 事業の内容

事業の内容については、次のとおり定める。

(1) 市町村事業

ア 事業の内容

- (ア) 市町村が、介護事業所又は介護従事者を対象に研修を実施する。
- (イ) 市町村が、介護従事者への研修を実施する介護事業所に対して助成を行う。
- (ウ) 市町村が、介護事業所が負担する従業者の研修受講料に対して助成を行う。

イ 事業の実施主体

市町村（介護保険の保険者である広域連合を含む。）

ウ その他

- (ア) ア（ア）については、市町村が他に委託して実施する場合を含む。
- (イ) ア（イ）（ウ）については、市町村が別途交付要綱等を整備し、介護事業所に助成する。

(2) 介護人材養成関係団体事業

ア 介護従事者資質向上事業

(ア) 事業の内容

関係団体が介護の仕事に従事している者やこれから従事しようとする者に対して、介護技術の向上及び取得等のために、以下の研修を実施する。

- a 介護の仕事に従事している者へのスキルアップ等のための研修
- b 介護職経験者が、介護の現場へ再就業する際に必要となる実践力を習得するための研修
- c これから介護の仕事に従事しようとしている者への基本的技術や知識の習得のための研修

(イ) 事業の実施主体

- a 愛知県内に所在する介護福祉士養成施設
- b 介護分野の専門性を有する団体

イ 介護事業所従事者育成支援事業

(ア) 事業の内容

介護事業所からの要請に応じ、次のような取組みを実施する。

- a 個々の介護事業所の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成
- b 当該研修のための講師の派遣
- c 職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供

(イ) 事業の実施主体

介護福祉士養成施設

(ウ) その他

- a 研修の目的や内容、受講者のレベル等を勘案し、実施日数を適宜設定すること。
- b 研修の実施にあたっては、原則として事業所で行うこと。
ただし、研修の目的・内容に応じて、事業所以外（養成施設等）で実施しても差し支えない。
また、複数の事業所を対象に研修を実施しても差し支えない。
- c 事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者の負担を軽減する事業は対象としない。

ウ 外国人介護留学生学習支援事業

(ア) 事業の内容

介護福祉士養成施設が外国人留学生に対して行うカリキュラム外講義（介護福祉士資格取得のための日本語学習支援、介護専門知識の強化）を行う。

(イ) 事業の実施主体

介護福祉士養成施設

(ウ) その他

- a 研修の目的や内容、受講者のレベル等を勘案し、実施日数を適宜設定すること。
- b 当該養成施設の介護福祉士養成課程に在学する生徒（在留資格「留学」）に対して行うカリキュラム外の講義を対象とするものであること。
このため、教材等は、通常カリキュラム内で使用するものは対象とはならないこと。

4 その他

- (1) 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。
- (2) 「介護従事者」には、介護事業所への再就業予定者を含むものとする。
- (3) 喀痰吸引等研修、アセッサー研修、キャリアパス対応生涯研修、認知症介護実践者研修、認知症介護リーダー研修及び介護支援専門員に係る法定研修に対する経費は対象としない。
- (4) 前記3（1）ア（ウ）の場合を除き、生活援助従事者研修、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修に対する経費は対象としない。

- (5) 本事業の補助対象とする研修等は、愛知県内で実施するものに限る。
- (6) 研修の実施方法については、WEB等を活用した開催（書面開催は除く。）についても対象とする。
ただし、システム導入にかかる経費は対象としない。
- (7) 補助基準額を算出する「1回当たり」は、研修開催日数の1日間を1回とする。
ただし、現場研修等で受講者ごとに開催日が異なる場合にあっては、集合研修とみなし、1回とする。（前記3（2）ウを除く）
なお、WEB等を活用した開催については、研修の開催期間全体を1回とする。
- (8) 実施時間が1回当たり90分未満の研修は対象外とする。（前記3（2）ウを除く）
- (9) この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月11日に施行し、令和7年4月1日から適用する。